

令和 4 年度

東近江市農業委員会
総会 議事録

1 開催日時 令和4年5月10日（火） 午前9時00分から午前9時40分

2 開催場所 東近江市役所 新館3階 313・314・315会議室

3 出席委員 37人 欠席委員 3人

議席番号	出欠	議席番号	出欠
1	出	21	出
2	出	22	出
3	出	23	出
4	出	24	出
5	欠	25	出
6	出	26	出
7	出	27	出
8	出	28	出
9	出	29	出
10	出	30	出
11	出	31	出
12	出	32	出
13	出	33	出
14	欠	34	出
15	出	35	出
16	欠	36	出
17	出	37	出
18	出	38	出
19	出	39	出
20	出	40	出
議長（会長）			

農業委員会事務局

局長	出			
参事	出			
副主幹	出			

4 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議事上程

報告第1号 令和3年度東近江市農業委員会活動報告について

議案第1号 東近江市農業委員会役員の改選について

議案第2号 令和4年度東近江市農業委員会活動計画（案）について

5 会議の内容

議長 ただ今から、令和4年度東近江市農業委員会総会を開会いたします。
委員総数40名のうち、出席者数は37名、欠席者数は3名でありますので、
この総会は成立いたします。

日程第1は、議事録署名委員の指名であります。

議席番号8番 ○○ ○○ 委員、9番 ○○ ○○ 委員を指名いたします。

続いて日程第2、議事の上程であります。

報告第1号「令和3年度東近江市農業委員会活動報告について」
事務局の報告を求めます。

事務局 それでは、総会議案書の2ページをご覧ください。
時間短縮のため、主な項目のみ報告します。
令和3年度も新型コロナウイルスの感染拡大から委員会活動の中止や変更など、
委員会活動に大変大きな影響を受けた年度でした。

報告書の4ページをご覧ください。

総会及び月例総会を記載のとおり開催いたしました。

下限面積について、県営ほ場整備事業が完了したため、永源寺相谷町の30アールの下限面積の設定を解除しました。

報告書5ページをご覧ください。

転用件数ですが、28、29ページに一覧表を掲載しております。例年より若干少なく、転用許可件数は約130件程度でしたが、7ページ記載の農政・許認可検討委員による大規模案件が例年以上に多くありました。（10回 15件）農政・許認可検討委員様には大変お世話になりました。

報告書7ページをご覧ください。

ブロック全体会議ですが、第1回は新型コロナウイルス感染拡大のため開催中止となりましたが、第2回以降は通常通り開催し、農地利用最適化推進活動の推進ができました。

8 ページに「人・農地プラン」の策定状況を示しています。ブロック別独自活動のご努力もあり、令和3年度内に新規策定が6件ありました。

報告書 10 ページをご覧ください。

研修会ですが、関係団体による研修会は開催中止が多く、開催された研修会もオンライン開催になり、今後もコロナウイルスにより開催方法が未定です。

報告書 11 ページをご覧ください。

意見書の提出ですが、10月に市長へ、11月に議長あて提出しました。

なお、市長との懇談会については予算編成時期を勘案して意見書提出と同日に各ブロックから農業政策について提案を行っていただきました。

報告書 13 ページをご覧ください。

遊休農地対策ですが、8月の厳しい暑さの中、21 班編成で全体調査を実施いたしました。14 ページにその調査結果の集計を掲載しています。

報告書 17 ページをご覧ください。

農業委員会だよりですが、編集委員のご努力により2回発行し、啓発活動の推進に努めていただきました。

報告書 17 ページをご覧ください。

農林水産まつりについては、開催中止となったことから小委員会において代替活動の協議をいただきました。協議により農業委員会活動の見える化の啓発活動を計画され、ブロックごとに委員全員参加で普及啓発活動を実施していただき、報道等により啓発が図られました。

以上のように令和3年度の農業委員会活動につきましては、前年同様に新型コロナウイルス感染症の感染拡大に影響を受けた年度であり、令和4年度においてもまだ収束が見通せない状況であることから、事務局としましては感染対策を講じつつ、農業委員会活動に支障をきたさぬ様に対応していくよう考えているところです。

以上、報告とします。

議 長

事務局の報告が終わりました。

これについては報告事項ですので、これでとどめたいと思いますが、もしご質問があるようでしたら次の次の議事「東近江市農業委員会活動計画（案）」のところでお受けしますので、そちらでお願いします。

議 長

続いて議案第1号「農業委員会役員の改選について」を議題とします。
事務局から説明願います。

- 事務局 議案第1号「東近江市農業委員会役員の改選について」
さる令和2年7月27日開催の第24期農業委員会の総会において、農業委員会役員の任期を前期、後期に分け、前期の任期を令和4年5月の定期総会までとし、再任を妨げないということで決定をいただいております。
また、役員の互選につきましては、選挙による互選、または指名推薦による互選も差し支えないものとされています。
このことから、本日の令和4年5月の総会において、議案書記載の役員の改選に伴う選任について、お諮りするものです。
- 議 長 事務局の説明が終わりました。
役員の改選に伴う選任について、どのように取り計ればよろしいでしょうか。
みなさんのご意見をお願いいたします。
- 3 番 第24期委員の任期は来年の7月までであり、これから任期の後半に入るわけですが、継続的に取り組むべき大切な事項や対外的に対応しなければならない事項もあります。
そのため現役員さんには、来年の7月23日まで引き続き役員としてお務めいただきたいと考え、再任を提案いたします。
- 40 番 ○○委員が話された再任提案に私も賛成します。再任を妨げないということから現役員さんに、引き続きお務めいただくのが最適と考えます。
- 議 長 今、お二人の委員から現在の役員が残り1年2箇月も引き続き務めてはどうかと提案がありました。
そのことについて、ご意見はございますか。（場内から「異議なし」の声）
- 議 長 異議なしとの発言をいただきましたが、異議のある方はいらっしゃいますか。
- 議 長 無いようですので、役員、役職については再任とさせていただきます。
よろしいでしょうか。（異議なしの声）
- 議 長 ここで事務局から発言があります。
- 事務局 議案第1号を議決いただきましたので、事務局から改めて報告させていただきます。
会長に ○○ ○○ 委員、副会長（会長職務代理者）に ○○ ○○ 委員、委員会役員として議席順に ○○ ○○ 委員、○○ ○○ 委員、○○ ○○ 委員、○○ ○○ 委員、○○ ○○ 委員、○○ ○○ 委員、○○ ○○ 委員、以上の9人の方々、○○会長以下9人の役員に来年7月の任期満了まで引き続き重責をお務めいただきます。よろしくお願いいたします。
- 議 長 （会長再任あいさつ）

議 長 次に議案第2号「令和4年度東近江市農業委員会活動計画（案）について」を議題とします。
事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは、総会議案書の4ページをご覧ください。
議案第2号「令和4年度東近江市農業委員会活動計画（案）について」
東近江市農業委員会では、以前より農業委員会の運営の計画性や実行性を高めるため、毎年、年度当初に1年間の活動計画を策定し、これに基づき活動を展開しております。
つきましては、今回「令和4年度東近江市農業委員会活動計画（案）」についてご審議をお願いするものです。
別紙、活動計画書案の1ページをご覧ください。
それでは、活動計画(案)についてですが、前文は時間の関係から朗読は省略させていただきます。
今年度も重点目標を掲げ活動を推進していきたいと考えております。
その重点目標は、
①農業委員が地域の話し合いに参画し、「人・農地プラン」の策定、見直しへの積極的な関与と地域の合意形成活動を行う。
②農地パトロールを計画的に実施し、農地の利用実態の把握と遊休農地の発生を未然に防止するとともに耕作放棄地の解消を推進する。
③来年度の委員改選に向け、農業委員会組織及び推進体制等を検討する。
④農地法等の専門的知識の習得と農業委員会活動の充実、強化に向けた研修を実施する。以上4項目です。

①ですが、国は農地中間管理機構の見直しに向けた改正法案で「人・農地プラン」の実質化を進め、地域の話し合いの調整役として農業委員会の役割を明記しており、農業委員が積極的に関与するようになること、また委員からもこの活動について提案をいただいております、重点目標としていきます。
②については、現在年間を通じて、委員の方々が積極的に活動をされておられますが改めて重要な項目のため継続して活動していくことであげさせていただきます。
③令和5年度が農業委員改選のため、スムーズな移行を図るため体制の検討を行います。
④ですが、役員会等で協議しながら最終ページの活動計画にありますように定期的に研修会を実施してまいりたいと考えています。

議案書2ページをご覧ください。

(1) 会議の開催 カ小委員会 (エ) 農業委員会体制検討委員会ですが、重点目標でも述べましたように次年度の農業委員改選について、11月から12月に委員募集の説明会を実施し、翌年1月から2月に公募を行うよう、今年度は検討委員会を設置いたします。

(2) 組織の充実強化のイの活動の見える化の推進ですが、昨年は農業委員会だより編集委員会にて広報紙を年度内に2回発行し、タイムリーな情報を提供しました。今年度も2回の発行を計画しています。また、ホームページの活用等についてもご審議いただきたいと考えています。

次に議案書3ページをご覧ください。

(3) の耕作放棄地等の非農地判断を記載しています。これにつきましては、活用の見込みがない農地の非農地化を積極的に推進していくことを記載させていただきました。国からは積極的な取組を行うよう要請が来ていますが多くの課題もあることから、県や農業会議と協議を重ねていきたいと考えています。

次に議案書9、10ページをご覧ください。

活動計画書の最後のページですが、研修や月別の会議などの年間スケジュールを掲載しています。

6月については、先ほど会長からもお話しがありましたように月例総会終了後に研修会を計画しております。

その他の業務については、11月頃から第25期農業委員募集説明会、1月頃に委員の公募を行うこととしていますが事前に体制検討委員会で検討していただきますので、よろしくお願いいたします。

なお、2年連続の中止となりました農林水産まつりについて、今日現在で日程が未定であります。

中止の場合、昨年度と同様に小委員会にて活動内容を検討協議していただくことになるかと思っておりますので、その際はよろしくお願いいたします。情報が次第お知らせいたします。

また、研修活動では、11月に先進地視察の県外研修を1泊2日で計画していますが、コロナウイルス感染症の感染状況や視察受入先の状況等により実施時期など変更も予想されます。実施の方向で考えておりますが未定の状況です。

最後に、今年度の農業委員会活動につきまして、ご理解ご協力賜りますことをお願い申し上げ、説明とさせていただきます。

以上、よろしくお願いいたします。

議長 議案第2号、「農業委員会活動計画（案）」の説明が終わりました。
この件について、ご意見ご質問ございますか。

23番 説明で触れられなかったようですので、確認と意見を述べます。
3ページの3の(3)「農地等の利用の最適化の推進に係る意見」の提出とあります。委員会は毎年市に農業行政に係る提案をしてきているが、そこでも農振地の変更に伴う問題を伝えてきている。農振地域については5年に一度の見直し、そして半年ごとに申請が出てきて除外に関して意見を求められる見直しもあるが、特に重要なのは5年に一度の見直しです。

これをもう少し慎重にきちんと議論できるようにしてほしいとお願いしたい。
見直しは農地が中心だが、地域の発展とともに農業の発展もあることが大事なので、地域発展に必要な農地は農振地であろうが、発展に寄与するような許認可が必要であろうと思う。その意味から今話したような内容も含めて提案、審議していくとしていただきたい。

それから、会長の話と事務局説明の中にもあった研修会等を通じて農業情勢、農地法の理解を深めていくと言及がありました。基本的な部分については早い時期に、計画でも6月とされているが、農転に関しては早い時期に行い、農振地見直しで議論が必要な部分に関しては研修会等でも意見が述べられ、提案に結びつくように計画運営をされるとありがたいと思っています。

事務局 農振除外について、前回の月例総会でもお話がありましたので担当課に申し入れを行いました。区域の見直しに際しては、早い時期に委員会へ協議、意見を聞くよう伝えております。

また、研修会については6月から転用等の研修会を計画し、委員全員の参加か希望者のみの参加かになると思いますが、月例総会終了後に15分程度を思っています。短い時間でも数多くの研修を行いたいと思っています。

議 長 3の(3)の意見書の提出の中で、農振農用地のいわゆる青白地の見直しについて、積極的に市長へ提案したことはありませんので、十数年そのままになっていたものが、3、4年前に見直されました。

毎年度小さな除外見直しはあるのですが、基本的にもう少し短い間隔でやっていただけないか、それが地域の活性化につながるのではないかという趣旨が抜けていた部分があります。

そのようなご意見がありましたので、地域の方からご意見をいただきながら意見書提出にいかしていかないといけないと思っています。

研修会につきましては、役員会でも話が出ました。農地法だけでなく農振法、経営基盤強化促進法、都市計画法などが農地法に関連してきますので、まず農地法を押さえて、それ以外は関係部署の人を呼んで説明してもらう必要があります。そこが少し難しい部分がありますので、役員が事務局と協力して、このような話を聞きたいから1時間ほど時間を取るのだから来てくれと、しっかり説明していきたいと思っています。

研修については役員会でも話が出ました。遅くなりましたが〇〇委員からもお話しがあったように6月から実施していく、基本を押さえる取組を進めていきたいと思っています。

議 長 ほかにご意見はございませんか。

21番 現在、国会で「人・農地プラン」等について、農業委員会の活動、関わり方が審議されている。

今現在、可決成立していないので活動計画に盛り込むことはできないのかなと思うが、可決成立した場合に活動計画にすぐに影響することはないか。

すぐに変更するということも考えられるが事務局の考えはどうか。

事務局 現在改正法案は、衆議院を通過し、参議院で審議されているところですが、可決はされておらず、その内容はこの計画に盛り込まれておりません。可決成立すれば、決定内容に基づき役員 みなさんと協議させていただきたいと思いますが、可決されてもすぐに実施しなければならないということは少ないと思います。1年なり3年なりの一定の猶予期間があるように聞いておりますので対応について検討させていただきたいと思います。その際には委員のみなさまにもご協力をお願いしたいと思います。

議 長 「人・農地プラン」については、運用が見直されようとしており、「地域計画」というものが示されています。それを気にされているのだと思います。その地域計画をどのような考え方で推進しようとしているのか、法施行の日から一年から三年の周知、作成期間を設けるとのことですので、そこらを踏まえてこの計画に変更が出てくる場合もあろうかと思います。その点ご理解いただき、注視していきたいと思います。

議 長 ほかに無いようですので採決に移ります。本案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

議 長 賛成多数と認め、本案事業計画は可決いたしました。

議 長 これをもちまして令和4年度総会を終了いたします。ご苦労さまでした。

上記会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するために署名する。

議 長

8 番

9 番